

鳥取県国民保護計画

令和●平成29年●6月

鳥 取 県

www.pref.tottori.lg.jp

はじめに

この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、単に「法」または「国民保護法」という。）や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、「事態対処法」という。）等の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、鳥取県内にいる全ての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

県は、市町村及び関係する機関と連携し、この計画を基本にして、リーダーの適切な勇氣ある指揮のもと、住民を守るための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を臨機応変に行います。

住民の皆さんには、この計画の目的をよく理解してもらい、自主的に必要な協力をお願いします。

国民保護に関する基本的方針

国民の保護のための措置 (※) を実施するに当たっては、次の事項に留意し、国民保護措置に関する基本方針とします。

(※ 法第2条第3項で定義する「国民の保護のための措置」をいう。本計画でいう「国民保護措置」と同義。用語集「国民保護措置」参照。)

1 基本的人権の尊重（法第5条）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

法の下での平等	憲法第14条
苦役からの自由	憲法第18条
思想及び良心の自由	憲法第19条
表現の自由	憲法第21条
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

(2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

個人の公共的負担	土地等の使用	法第 82 条
	物資の売渡しの要請等	法第 81 条
	医療の実施の要請等	法第 85 条
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第 102 条
	警戒区域の設定	法第 114 条
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法第 108 条
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第 125 条

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第 6 条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事（法第 81 条第 2 項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第 81 条第 3 項）
	土地等の使用に関する事（法第 82 条）
	応急公用負担に関する事（法第 113 条第 3 項）
	車両等の破損措置に関する事 (法第 155 条第 2 項において準用する災対法第 76 条の 3 第 2 項後段)
実費弁償 (法第 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等に関する事（法第 85 条第 1 項・第 2 項）
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・第 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
	医療の実施の要請等によるもの（法第 85 条第 1 項・第 2 項）
不服申立てに関する事（法第 6 条、第 175 条）	
訴訟に関する事（法第 6 条、第 175 条）	

※ 県は、これらの手続に関連する文書について鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づき設定した保存期間が満了するまでの間、適切に保存するとともに、必要に応じて保存期間を延長します。

3 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮（法第 7 条）

- (1) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (2) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮
- (3) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

4 国民に対する情報提供（法第 8 条）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

5 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

県は平素から、国、市町村及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

6 国民の協力（法第4条）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

7 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意します。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

国民保護措置を行う人の安全の確保

1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。（事態対処法第17条）

2 安全配慮義務

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。（法第22条）

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予測される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、法第79条
3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条
8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条

~~※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。~~

3 生活関連等施設の安全確保（法第 102 条）

次を参照してください。

- (1) 第 1 章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様、1 この計画が対象とする事態、(1) 武力攻撃事態等の想定、イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設
- (2) 別紙第 4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ) 生活関連等施設の安全確保

この計画の対象とする事態

~~弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争（L-I-C）などの「新たな脅威」が高まっており、この計画では、これら新たな脅威への対応についても計画しています。~~

~~他方、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などが生じる可能性は低下していると思われませんが、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、県として備えます。~~

この計画の使用に当たって

大規模なテロにおいては、この計画の武力攻撃事態等を緊急対処事態に、国民保護措置を緊急対処保護措置に読み替えて使用しますしてください。~~（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）~~

計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起こり得ることや、作成しなければならない計画も膨大な量になる可能性があるため、この計画では基本となることを計画しています。

なお、弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争などの脅威は依然として高まっており、我が国周辺の安全保障環境は戦後、最も厳しく複雑な状態となっています。そのため、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、県として備えます。

またなお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、事態状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ適時・適切に主動的に対策を行うことが必要です。

このため、この計画についても、随時必要な修正を行っていきます。

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、次のとおりです。

1 地域等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	市 町 村	鳥取県 <u>内</u> に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要 避 難 地 域	住民の避難が必要な地域	法第 52 条
6	避 難 先 地 域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）	法第 52 条
7	受 入 地 域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第 58 条
8	被 災 市 町 村	武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。）	法第 119 条（「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない）

2 機関名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	県	鳥取県	
2	公 安 委 員 会	鳥取県公安委員会	
3	警 察 本 部	鳥取県警察本部	
4	消 防 局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
5	国 対 策 本 部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部	事態対処法第 10 条、 事態対処法第 23 条
6	国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関	
7	県 対 策 本 部	鳥取県国民保護対策本部	法第 27 条
8	市町村対策本部	市町村国民保護対策本部	法第 27 条
9	県緊急対策本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法第 183 条
10	市町村緊急対策本部	市町村緊急対処事態対策本部	法第 183 条
11	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第 24 条
12	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第 28 条
13	受 入 本 部	避難先で避難する主体	
13 44	国 対 策 本 部 長	事態対策本部長	事態対処法第 11 条
14 5	県 対 策 本 部 長	鳥取県国民保護対策本部長	法第 28 条
15 46	市町村対策本部長	市町村国民保護対策本部長	法第 28 条
16 47	指 定 行 政 機 関	内閣府、宮内庁、 <u>デジタル庁</u> 並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第 2 条
17 48	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第 2 条

1849	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
------	--------	---	----------

番号	用語等	定 義	備 考
1920	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
21	陸自第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
22	海自舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
23	空自第3輸送航空隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
2024	日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
2125	N T T 西 日 本	N T T 西日本電信電話株式会社	
2226	N T T ドコモビジネスエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	N T T ドコモビジネスエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
2327	N T T ドコモ中国	株式会社N T T ドコモ中国支社	
2428	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
2529	県医師会	公益社団法人鳥取県医師会	
2630	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
2731	県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
2832	県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
2933	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
3034	日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
3135	山陰放送	株式会社山陰放送	
3236	山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
3337	県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会	
3438	県LPガス協会	一般社団法人鳥取県LPガス協会	
3539	県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会	
3640	県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会	
3741	県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
3842	県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	法第1条に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	（必要な場合「国民保護法」）
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	
4	災 対 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	
5	買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	
6	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	

7	自治法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	
8	国際人道法	第 1 ジュネーブ条約、第 2 ジュネーブ条約、第 3 ジュネーブ条約、第 4 ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
9	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	
10	放射線障害防止同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）	

番号	用語等	定 義	備 考
11	医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）	
12	生物細菌兵器禁止法	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和 57 年法律第 61 号）	
13	化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物質の規制規則等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）	
14	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	知 事	鳥取県知事	
2	ゲ リ ラ	不正規軍の要員	
3	特 殊 部 隊	正規軍の要員	
4	N B C R 兵器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、 放射能(Radiation) 兵器	
5	対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法第 9 条
6	緊 急 対 処 事 態 対 処 方 針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第 22 条
7	基 本 指 針	国民の保護に関する基本指針	法第 32 条
8	国 民 保 護 計 画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法第 34 条
9	市 町 村 国 民 保 護 計 画	市町村の国民の保護に関する計画	法第 35 条
10	国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法第 36 条
11	武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第 2 条
12	武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第 2 条
13	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第 2 条
14	緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第 22 条
15	災 害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」

16	応 急 復 旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法第 139 条
17	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる。	法第 141 条
18	武 力 攻 撃 災 害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第 2 条
19	緊急対処事態に お け る 災 害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第 183 条

番号	用語等	定 義	備 考
20	対 処 措 置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置等	事態対処法第2条
21	国 民 保 護 措 置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する法第2条第3項に規定される措置（国民保護のための措置）	法第2条では「国民の保護のための措置」
22	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
23	武 力 攻 撃 災 害 対 処 措 置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
24	情 報 要 求	この時点で必要とされる情報	
2425	避 難 住 民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
2526	被 災 者	武力攻撃災害による被災者	法第74条。「被災住民」は使用しない
2627	避 難 住 民 等	避難住民及び被災者	
2728	集 合 施 設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
2829	避 難 施 設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
2930	避 難 所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
3031	収 容 施 設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法第75条
3132	義 援 金 品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
3233	自 主 防 災 組 織	災対法第25条の2第2号項の自主防災組織	法第4条に同じ
3334	放 送 事 業 者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法第7条に同じ
3435	C A T V 事 業 者	放送法施行規則（昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号）第2条第6号の有線テレビジョン放送事業者	
3536	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
3637	緊 急 物 資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条。「避難物資」、「防災物資」は使用しない

3738	救 援 物 資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。）	法第81条では「救援の実施に必要な物資」
----------------------	---------	------------------------------------	----------------------

番号	用語等	定 義	備 考
3839	特 定 物 資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第 81 条
3940	医 薬 品	医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項の医薬品	法第 92 条
4041	医 療 機 器	医薬品医療機器等法第 2 条第 4 項の医療機器	法第 92 条
4142	緊 急 通 報	武力攻撃災害緊急通報	法第 99 条
4243	生 活 関 連 等 施 設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法第 102 条
4344	危 険 物 質 等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第 103 条
4445	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第 105 条
4546	応 急 対 策	武力攻撃原子力災害の発生またはその拡大を防止するための応急の対策	法第 105 条
4647	核 燃 料 物 質	原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号の核燃料物質	法第 106 条
4748	避 難 経 路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない
4849	防 災 機 関	本計画の業務大綱に網羅されている、 県内市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	第 3 章参照
4950	関 係 機 関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体（県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定（地方）公共機関）	
5051	警 察 官 等	警察官、海上保安官及び自衛官	
5152	要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者	
5253	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時等で自ら避難することが困難者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者	災対法第 49 条の 10 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府作成）
5354	避難退域時検査	避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	原子力災害対策指針（原子力規制委員会作成）
5455	簡 易 除 染	避難退域時検査の結果を踏まて実施する簡易な方法による身体 の表面（衣類や皮膚等）に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染	原子力災害対策指針（原子力規制委員会作成）

目 次

本 冊

はじめに	……	はじめに－1
国民保護に関する基本的方針		
国民保護措置を行う人の安全の確保		
この計画の対象とする事態		
この計画の使用に当たって		
用語集	………	用語集－1

計 画 本 文

第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1	この計画が対象とする事態	……	1
(1)	武力攻撃事態等の想定		
(2)	緊急処理事態（大規模テロ）の事態例		
(3)	各事態における避難方法と避難住民数		
2	国民保護実施の体制	……	10
3	鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響	……	10
(1)	地形		
(2)	気象		
(3)	交通		
4	国民保護実施に必要な情報	……	12

第2章 国民保護措置の概要

1	方針	……	14
2	実施要領	……	14
(1)	段階区分		
(2)	避難		
(3)	救援		
(4)	武力攻撃に伴う被害の最小化		
(5)	国民生活の安定に関する措置		
3	避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料	……	26

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

1	国及び関係機関の事務又は業務	 28
(1)	県	
(2)	市町村	
(3)	指定地方行政機関	
(4)	自衛隊	
(5)	指定公共機関	
(6)	指定地方公共機関	
(7)	総合調整機能	
2	県、市町村の事務の委託	 39
(1)	事務の委託	
(2)	救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力	
3	事務の代行	 39

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1	補給支援	 40
(1)	物資等の確保・調達補給	
(2)	緊急物資集積の体制等補給支援組織の構成	
(3)	必要な物資等補給品	
(4)	救援に必要な物資（特定物資）の確保	
2	運送	 44
(1)	運送の一般的要領	
(2)	運送手段	
(3)	運送能力の概算	
(4)	運送必要量の概算	
(5)	運送に関する計画	
(6)	運送の実施	
(7)	避難行動要支援者の運送	
3	衛生	 50
(1)	衛生支援組織の構成	
(2)	治療、搬送	
(3)	防疫	
(4)	医療の確保	
(5)	健康管理	
(6)	廃棄物処理業の許可の特例	
4	施設	 55
(1)	建物	
(2)	土地	
(3)	避難施設の指定、管理	
(4)	復旧等	

5	財政措置等	 62
	(1) 予算	
	(2) 財務会計に関する事項	
	(3) 公的徴収金の減免措置	
	(4) 損失補償等	
	(5) 損害補償	
	(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
	(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等	
6	備蓄、救援物資	 65
	(1) 備蓄	
	(2) 救援物資の取扱い	
7	人に関すること	 66
	(1) 職員の派遣とあっせん	
	(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い	
8	国及び関係機関との連携	 68
	(1) 応援要請	
	(2) 国との連携	
	(3) 警察との連携	
	(4) 消防との連携	
	(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請	
	(6) 他の都道府県知事への応援要求等	
	(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等	
	(8) 市町村への応援	
	(9) 相互応援協定の整備	
9	情報の提供と相談窓口	 73
	(1) 実施要領	
	(2) 情報の提供	
	(3) 相談窓口	
	(4) 実施体制	

第5章 国民保護対策本部等、通信

1	県対策本部等	 75
	(1) 組織	
	(2) 県対策本部の所掌事務	
	(3) 県対策本部の設置	
	(4) 位置	
	(5) 県対策本部長の権限	
	(6) 県現地対策本部	
	(7) 予備対策本部	
	(8) 県対策本部の運営及び警戒	
	(9) 県対策本部の移転	

(10) 現地調整所	
2 職員等の活動体制	 83
(1) 県職員の配備体制基準	
(2) 県職員の動員計画	
3 市町村の対策本部等	 87
(1) 市町村の対策本部	
(2) 関係機関	
(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携	
4 県緊急対策本部	 87
5 通信	 87
(1) 通信連絡の系統図	
(2) 通信運用	
(3) 通信組織の構成、維持、運営	
(4) 通常時の情報伝達手段	
(5) 非常通信	

第6章 その他

1 県民、事業所等の協力等	 93
(1) 県民の協力	
(2) 公共的団体の取組	
(3) 県民に期待する取組	
(4) 自主防災組織等に期待する取組	
(5) 事業所等に期待する取組	
2 普及啓発	 96
(1) 住民への啓発	
(2) 自主防災組織への支援	
(3) ボランティアへの支援	
(4) 啓発の手段	
3 国民保護訓練等	 99
(1) 訓練の目的	
(2) 訓練の実施	
(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項	
(4) 各機関の実施すべき訓練	
(5) 職員の教育	
4 文化財の保護	103
(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	
(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行	
5 赤十字標章等及び特殊標章等	103
(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	
(2) 赤十字標章等及び特殊標章等	
(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	

別紙第1「情報計画」

1	構想	 1-1
	(1) 方針、実施要領	
	(2) 情報活動の過程	
	(3) 情報収集体制の整備	
2	各部局等の役割及び情報の要求・要請	 1-3
	(1) 各部局等の役割	
	(2) 情報収集系統	
	(3) 安否情報、被災情報の報告・伝達系統	
	(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段	
	(5) 情報収集・伝達体制	
	(6) 住民への情報提供	
	(7) 避難に関する情報の収集	
	(8) 武力攻撃災害の兆候の通報	
	(9) 安否情報	
	(10) 被災情報	
	(11) 住民避難に関する事項の報告	
	(12) 関係資料の基礎調査	
3	地図	 1-22
	(1) 使用する地図	
	(2) 位置の表示	
	(3) 記号・符号	
4	報告、通報	 1-23
	(1) 報告通報項目	
	(2) 緊急報告（通報）	
	(3) 受領報告	
	(4) 実行報告	
5	報告様式	 1-24
	付紙第1「情報収集計画」	 1-1-1

別紙第2「平素の段階の計画」

1	状況	 2-1
	(1) 期間	
	(2) 情報計画	
2	構想	 2-2
	(1) 活動方針	
	(2) 実施要領	
3	各機関の役割	 2-3
	(1) 県	

(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	 2-9
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
(11) その他	
5 その他	 2-18
(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加	
(2) 職員の研修	
(3) 啓発	
(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備	
(5) 文化財の保護	
(6) 公共施設等の設置	

別紙第3「緊急避難段階の計画」

1 状況	 3-1
(1) 期間	
(2) 想定される攻撃と被害の類型	
(3) 情報計画	
2 構想	 3-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	 3-22
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 自衛隊	
(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	 3-26

(1) 緊急避難後の活動要領

別紙第4「避難準備段階の計画」

1	状況	 4-1
	(1) 期間	
	(2) 情報計画	
2	構想	 4-2
	(1) 活動方針	
	(2) 実施要領	
3	各機関の役割	 4-2
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
	(4) 自衛隊	
	(5) 指定公共機関	
	(6) 指定地方公共機関	
4	活動要領	 4-7
	(1) 情報	
	(2) 実施体制	
	(3) 補給支援	
	(4) 運送	
	(5) 衛生	
	(6) 施設	
	(7) 人に関すること	
	(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
	(9) 国民生活の安定に関する措置	
	(10) 広報、広聴活動	
5	その他	 4-21
	(1) 応急教育計画	
	(2) 文化財の保護	
	(3) 特殊標章等の交付等	

別紙第5「避難段階の計画」

1	状況	 5-2
	(1) 期間	
	(2) 情報計画	
2	構想	 5-2
	(1) 活動方針	
	(2) 実施要領	
3	各機関の役割	 5-3

- (1) 県
- (2) 市町村
- (3) 指定地方行政機関（指定行政機関）
- (4) 自衛隊
- (5) 指定公共機関
- (6) 指定地方公共機関

4 活動要領 5-9

- (1) 情報
- (2) 実施体制
- (3) 補給支援
- (4) 運送
- (5) 衛生
- (6) 施設
- (7) 人に関すること
- (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化
- (9) 国民生活の安定に関する措置
- (10) 広報、広聴活動

5 その他 5-29

- (1) 応急教育
- (2) 文化財の保護

別紙第6「避難生活段階の計画」

1 状況 6-1

- (1) 期間
- (2) 情報計画

2 構想 6-2

- (1) 活動方針
- (2) 実施要領

3 各機関の役割 6-2

- (1) 県
- (2) 市町村
- (3) 指定地方行政機関（指定行政機関）
- (4) 自衛隊
- (5) 指定公共機関
- (6) 指定地方公共機関

4 活動要領 6-9

- (1) 情報
- (2) 実施体制
- (3) 補給支援
- (4) 運送
- (5) 衛生

- (6) 施設
- (7) 人に関すること
- (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化
- (9) 国民生活の安定に関する措置
- (10) 広報、広聴活動

5 その他 6-24

- (1) 応急教育
- (2) ボランティアの協力

別紙第7「復帰段階の計画」

1 状況 7-1

- (1) 期間
- (2) 情報計画

2 構想 7-2

- (1) 活動方針
- (2) 実施要領

3 各機関の役割 7-4

- (1) 県
- (2) 市町村
- (3) 指定地方行政機関（指定行政機関）
- (4) 自衛隊
- (5) 指定公共機関
- (6) 指定地方公共機関

別紙第8「生活再建段階の計画」

1 状況 8-1

- (1) 期間
- (2) 情報計画

2 構想 8-2

- (1) 段階区分
- (2) 復旧段階
- (3) 復興段階
- (4) 復旧、復興対策本部

3 各機関の役割 8-6

- (1) 県
- (2) 市町村
- (3) 指定地方行政機関（指定行政機関）
- (4) 自衛隊
- (5) 指定公共機関
- (6) 指定地方公共機関

別紙第9「避難受入段階の計画」

1	状況	 9-1
	(1) 期間	
	(2) 情報計画	
2	構想	 9-2
	(1) 活動方針	
	(2) 実施要領	
3	各機関の役割	 9-3
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
	(4) 自衛隊	
	(5) 指定公共機関	
	(6) 指定地方公共機関	
4	活動要領	 9-7
	(1) 情報	
	(2) 実施体制	
	(3) 補給支援	
	(4) 運送	
	(5) 衛生	
	(6) 施設	
	(7) 人に関すること	
	(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
	(9) 国民生活の安定に関する措置	
	(10) 広報、広聴活動	
5	その他	 9-7

別 冊

資料編